

H30年度内閣府ベビーシッター補助券のご案内

- ▶ 毎月、1回目の病児保育からご利用いただけます。
- ▶ お勤め先が対象になっているかどうかは、お勤め先または下記HPよりご確認ください。

<http://www.acsa.jp/hm/babysitter/> 全国保育サービス協会 ベビーシッター派遣事業(割引券) ●割引券承認事業主一覧

割引券名	特典内容	割引対象	利用方法
H30年度 <内閣府 ベビーシッター補助券>	1世帯1日2,200円分の 割引券 (多胎児は多胎児用の 割引券があります)	保育料 ※月会費に含まれる 月1回目の保育を ご利用の場合も適用 ※1日の保育料が2,200円 を超える場合のみ。	① 保育日以前に 、勤務先で割引券を入手 ② 保育利用後割引券をノーベルに送付 締切り:保育利用月の翌月4日ノーベル必着 ③ ノーベルが到着の連絡メールを送る ④ 次月の請求額から割引金額を差引請求 ⑤ ノーベルより返却された報告用半券を勤務先に提出

ベビーシッター補助券 Q&A

- ▼ Q1. 勤務先に割引券を申し込んだところ、ノーベルとの契約書の写しが必要と言われました。
→A. 会員マイページのご案内メール、または会員マイページの提示でご対応いただいております。
書面が必要な場合は、ご利用会員様である旨の証明書を発行させていただきますので
ノーベル事務局まで問合せください。
- ▼ Q2. 同じ日に兄弟で保育を利用した場合は割引券は2枚使えますか。
→A. 割引券のご利用は1世帯につき1日1枚となっております。またご夫婦で割引券をお持ちの場合も
1日につき1枚のご利用となります。(他の福利厚生クーポンとの併用は可能です)
- ▼ Q3. 割引券には「利用時ベビーシッター記入欄」がありますが、当日お願いしたいですか。
→A. ノーベルでは、ご利用時の記入も含めクーポン・割引券の取り扱いはすべて事務局にて行います。
割引券2枚は切り離さずに事務局までお送りください。
必要事項記入後報告用半券を返送いたしますので、ご勤務先にご提出ください。
- ▼ Q4. 割引券の利用回数に制限はありますか。
→A. 1日の保育料が2,200円以上の場合、1家庭1日につき1枚、1か月につき24枚、1年間で280枚が上限ですが、
別途事業主(ご勤務先)ごとの割引券の取り扱い枚数にも上限がありますので、ご勤務先にご確認ください。
- ▼ Q5. 割引券は月会費にも利用できますか。
→A. 割引券は保育料のみ適用可能です。月会費には毎月1回分(8:00~17:30)の保育料が含まれて
おりますので、保育をご利用された場合には保育料として翌月精算させていただきます。
保育がない場合の月会費、交通費、年会費オプション料等にはご利用いただけませんのでご了承
ください。

割引券の送付についてのご注意事項

- ▶ **翌月4日必着**の締切り厳守でノーベル事務局へお送りください。ご協力お願いいたします。
※締切を過ぎた場合は当該割引券はご利用いただけません。
※全国保育サービス協会に割引券を提出後不承認となった場合、追加で保育料をご請求させていただく場合がございます。

西宮市にお住いの会員様へ

- ▶ 西宮市には、訪問型病児・病後児保育利用の助成制度があります。詳しくは西宮市にお問い合わせください。
- ▶ 1回の発病につき7日まで、保育利用料の半額を助成(児童1人あたり年間4万円が上限)する制度です。